

平成27年度当初予算 予算要求シート

事業区分： その他一般 マスタープラン： 3つの挑戦 施策番号 1-6

局・課名： 市民人権局・消費生活センター

事業名	計量器検査事業	事業費(千円)	平成25年度決算額	平成26年度予算額	平成27年度要求額	
			6,139	8,057	8,256	
【目的】 消費者が商品購入に際して不利益を被らないように、適正な計量器を使用してもらうための2年に1回の定期検査、商品量目立入検査等の立入検査および啓発事業により適正な計量の実施を確保すること。 【内容】 ・計量法第19条に基づく特定計量器の定期検査を継続実施。取引・証明に使用するばかり(特定計量器)は、検定証印等の付されたものを使用し、2年に1回の周期で「定期検査」を受検することが義務づけられている。所在場所(事業所へ出向く)検査と集合(小・中学校で開催)検査を隔年で実施する。27年度は所在場所検査を実施。 ・商品量目等立入検査(内容量表記のある商品が表記どおりの量があるか、適正な計量器を使用しているかを調べる)を継続実施。 ・計量思想の普及啓発(「一日計量士」の実施、計量強調月間ポスターや啓発物等の作成・配布)等を実施。 ・新規計量担当者の育成。 【今年度要求のポイント】 特定計量器定期(所在場所)検査を実施する。 計量思想の普及啓発の活性化に努める。 新規計量担当者の育成に努める。	債務負担行為	期間	要求額(千円)			
	H ~ H					
	主な要求内容		(単位:千円)			
	項目	26年度予算	27年度要求額	内容・積算等		
	特定計量器定期検査事業	6,399	6,578	委託料等		
	計量思想の普及啓発等	1,026	1,036	啓発物購入721,啓発ポスター作成等315		
	長期研修旅費	240	240	旅費		
	その他	392	402			
	合計	8,057	8,256			
	スケジュール(経過及び今後展開)					
【経過(～26年度)】 (一社)大阪府計量協会に特定計量器定期(集合)検査を委託 商品量目立入検査、計量思想の普及啓発等の事業を実施		【27年度】 (一社)大阪府計量協会に特定計量器定期(所在場所)検査を委託(12月に計量法第20条に基づく指定定期検査機関としての有効期間【3年】の満了) 商品量目立入検査、計量思想の普及啓発等の事業を実施		【今後予定(28年度～)】 (一社)大阪府計量協会に特定計量器定期(集合)検査を委託 商品量目立入検査、計量思想の普及啓発等の事業を実施		
その他 特記事項						
みんなの審査会対象外 関連事業：						

整理番号： 07 - 3 - 0180